

新婚世帯の新生活を応援します！

**新居の購入や家賃、
引越し費用を補助します。**

令和3年4月1日～
令和5年3月31日
補助上限額30万円

ずっと一緒に
生きていく
未来に

登米市 結婚新生活支援事業

交付対象者の要件

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たした夫婦であること。

- ① 補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること。
- ② 婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における夫婦いずれかの年齢が49歳以下であること。
- ③ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ④ 住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと。
- ⑤ 夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入している場合においては、転入前の市町村税について滞納していないこと。

対象経費

- 住宅取得費用・・・婚姻を機に新たに市内で住宅を取得する際に要した費用（新築費用、建売物件や中古物件の購入費用）
- 住宅賃借費用・・・婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用（3か月分家賃・共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
- 引越し費用・・・引越し業者または運送業者へ支払った費用

お問い合わせ先

登米市福祉事務所 子育て支援課 (南方庁舎 1階)

電話番号 0220-58-5562

まずは気軽に
ご相談を!!